

令和4年4月（第5回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和4年4月28日（木） 午後2時00分～午後2時45分

2 場 所

教育委員会事務局 1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、河村委員、寺崎委員、平岡委員、武田委員

4 事務局

升教育部長、原田学校教育課長、門岡学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好体育課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター所長、吉永教育総務課長、秋友教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 教職員の着任式について
- (2) 小中学校における当面の教育活動について
- (3) 小中一貫ひかり学園新設に係る現在の動きについて
- (4) ご寄附の報告について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第12号 光市教育支援センター設置要綱の制定について

(ア) 概 要

光市教育支援センター設置要綱を制定したことについて、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

第6条について、スクールライフ支援員の配置状況はどうなるのか。

また、第7条について、「センターの利用を希望する児童生徒の保護者は」とあるが、利用を希望する児童生徒の意向も踏まえて利用を決定していくのか。

回 答

5名のスクールライフ支援員を配置し、うち1名を所長、もう1名を副所長と位置づける。

支援員は図書館2階に配席し、基本的に1名が最低限常駐。他の4名で、これまでのアウトリーチ型のスクールライフ支援事業を実施する方針。

7条に関しては、「保護者からの希望」とあるが、児童生徒に意欲があることが大前提となるため、学校、保護者、教育委員会、センターの職員が情報共有しながら運用していきたい。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 報告第14号 光市教育集会所設置条例の一部改正について

(ア) 概 要

光市教育集会所設置条例の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

平成30年7月豪雨の影響により、利用を停止していた光市虹川集会所の用途廃止に伴い、所要の改正を行ったことを報告するもの。

ウ 報告第15号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について

(ア) 概 要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱の一部改正について、事務局より説明。

(イ) 内 容

平成28年に制定した「光市子どもの読書活動推進庁内委員会設置要綱」が令和4年3月31日限りで効力を失うことに伴い、委員の任期を変更し、合わせて条文を整備したことを報告するもの。

エ 報告第16号 光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内 容

概要のとおり。

オ 報告第17号 光市地域学校協働活動推進員の委嘱について

(ア) 概 要

光市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

カ 報告第18号 光市学校運営協議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

キ 報告第19号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市立図書館協議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ク 報告第20号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について

(ア) 概 要

光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ケ 報告第21号 令和4年度中学生及び同行教員の海外派遣について

(ア) 概 要

令和4年度中学生及び同行教員の海外派遣について、事務局より説明。

(イ) 内 容

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度中学生及び同行教員の海外派遣事業の中止を決定したことについて報告するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

中止にあたり、代替事業は検討しているのか。昨今のコロナ禍での取組により、オンライン授業等の環境整備も進んでおり、海外に行く以外の方法でも事業の目的を達成する手段があるのではないかと。

回 答

中学生の海外派遣は、第2次光市教育大綱で「イングリッシュプラン光」として位置づけている。

代替案として、国内で海外派遣と同じような、海外の方との交流体験なども検討したが、国内であっても新型コロナウイルス等の制限により人の移動が困難となっている。

また、本事業は下松市、上関町と共同実施しており、その足並みについても調整が必要であることから、現在、具体的なものは持ち合わせてないというのが途中経過。

本市が自主的に、例えばタブレットを活用した海外の子どもたちとの交流など、様々な角度から検討していきたい。

② 意見

中学生の子どもたちにとって、3年間という制限がある中、今年しかない、という面があるので、代替措置等も是非検討していただきたい。

コ 報告第22号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より説明。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった6件を承認したことについて報告するもの。